

仕 様 書

1 業務名称

利用者向け複写サービス用複合機及びコインラック保守管理業務

2 業務内容

契約対象物件について、メーカーが提供する保守サービスを行う。

(1) 設置場所・住所・契約対象物件・設置台数

設置場所	住所	契約対象物件	設置台数	
札幌市中央図書館	札幌市中央区南 22 条西 13 丁目	【複合機】 RICOH IM C2500 【コインラック】 RICOH コインラック AD タイプ 501	4 台	
地区図書館	札幌市新琴似図書館		札幌市北区新琴似 7 条 4 丁目	9 台
	札幌市元町図書館		札幌市東区北 30 条東 16 丁目	
	札幌市東札幌図書館		札幌市白石区東札幌 4 条 4 丁目	
	札幌市厚別図書館		札幌市厚別区厚別中央 1 条 5 丁目	
	札幌市西岡図書館		札幌市豊平区西岡 3 条 6 丁目	
	札幌市清田図書館		札幌市清田区平岡 1 条 1 丁目	
	札幌市澄川図書館		札幌市南区澄川 4 条 4 丁目	
	札幌市山の手図書館		札幌市西区山の手 4 条 2 丁目	
札幌市曙図書館	札幌市手稲区曙 2 条 1 丁目			

(2) 保守内容

- ア 技術者を派遣し、契約対象物件を安定した状態で使用できるよう定期保守（点検・調整）を行うとともに、故障時の復旧対応・部品交換を行うこと。
- イ 印刷用紙を除く一切の消耗品・定期交換部品について、受託者の負担において用意し、委託者の求めに応じて、交換又は補充すること。
- ウ 印刷用紙を除く一切の消耗品の補充については、各消耗品 1 個ずつの予備も含むこと。

(3) 保守（訪問）対応時間

月曜日から金曜日の 9 時 00 分から 17 時 00 分までの時間内に行うものとする（祝祭日、振替休日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）を除く）。ただし、やむを得ない事情により時間外に作業を実施する場合は、双方協議のうえこれを行うものとする。

3 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 想定印刷枚数

毎月の複写枚数から不良複写品等控除分（受託者の責めに帰するものと認められる原因で生じた不良複写品及び受託者の技術員が当該複写機器の保守により使

用した複写品の枚数をいう。以下同じ。)として、モノクロ1%(小数点以下切り捨て)、カラー1%(小数点以下切り捨て)を控除する。

履行期間の想定印刷枚数はモノクロコピー169,798枚、カラーコピー9,167枚である(当該枚数は、不良複写品等控除分を控除済み)。

ただし、この想定枚数は、実績に基づき算出したもので、本業務の履行に当たり印刷枚数を保証するものではない。

5 保守料金積算方法

- (1) 月額基本料金は定めない。
- (2) 保守料金は、複写品1枚当たりの単価及びコインラック1台当たりの月額を定めて算出する。

6 保守料金の支払い

1か月間(月の初日から末日までをいう。)のモノクロ及びカラー単価に不良複写品等控除分(モノクロ1%(小数点以下切り捨て)、カラー1%(小数点以下切り捨て))を控除した当該月の各印刷枚数を乗じて得た金額(円未満の端数は切り捨て)と、コインラック単価に各台数を乗じて得た金額(円未満の端数は切り捨て)を加えて得た金額の合計金額に当該金額の10%の額(課税事業者にあつては消費税及び地方消費税の額として)を加算した金額(円未満の端数は切り捨て)とする。

7 留意事項

- (1) 不具合が生じた場合の復旧対応及び印刷用紙を除く一切の消耗品の交換又は補充については委託者の依頼に基づき、即日を基本として速やかに対応すること。ただし、やむを得ないと委託者が認めた場合についてはこの限りではない。
- (2) 当該保守業務の履行にあたり、技術上の関係から一般的にメーカー(保守を担当するメーカーの関連会社を含む。)が対応する部分については、当該会社への再委託を認める。この場合において、受注者は契約締結後、再委託先を申し出ること。

8 保守対象物品の検査場所等

- 2 (1) のとおり。

9 連絡先

札幌市中央区南22条西13丁目1番1号

札幌市中央図書館運営企画課総務係(電話:011-512-7330)